

令和4年度 第1回新潟県後期高齢者医療懇談会 次第

日時：令和4年7月21日（木）

午後1時30分～

場所：自治会館本館2階 201 会議室

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 懇談事項

（1）令和3年度決算に係る事業概要説明【速報値】 資料1

（2）第3次広域計画の改定の方角性について 資料2

（3）全国の後期高齢者医療広域連合における保険料率一覧（R4・R5年度） 資料3

5 その他

6 閉会

【配付資料】

資料1：令和3年度決算に係る事業概要説明【速報値】

資料2：第3次広域計画の改定の方角性について

（関連資料：第3次広域計画）

資料3：全国の後期高齢者医療広域連合における保険料率一覧（R4・R5年度）

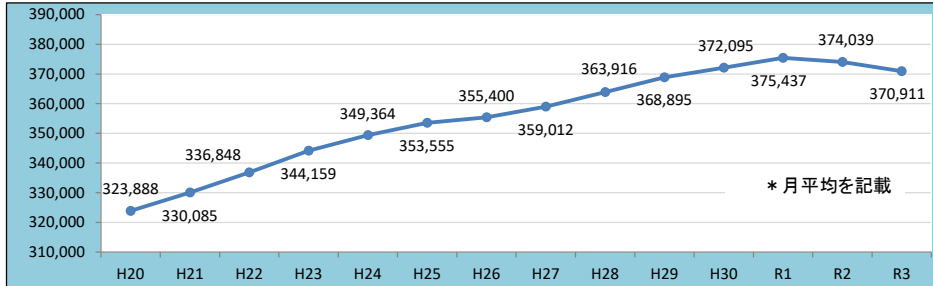
令和3年度決算に係る事業概要説明【速報値】

R4.7.21(木)
第1回医療懇談会

資料 1

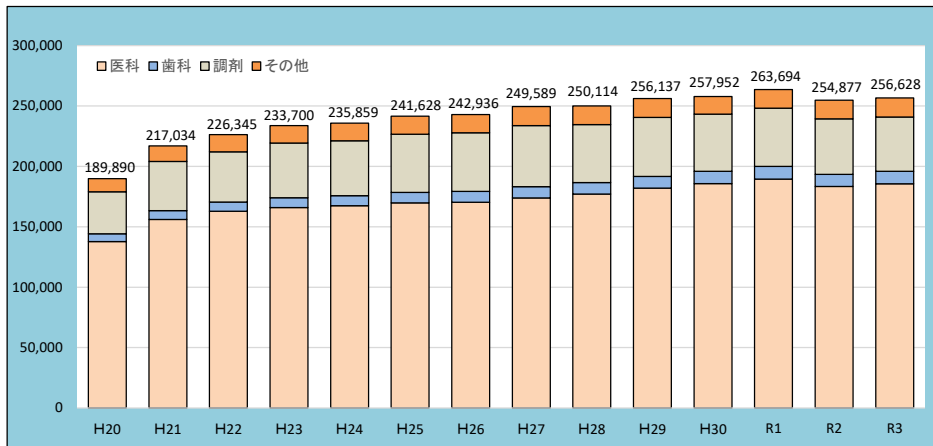
① 被保険者数の推移 対前年比99.2%

単位: 人



② 医療給付費の推移 対前年比100.7%

単位: 百万円

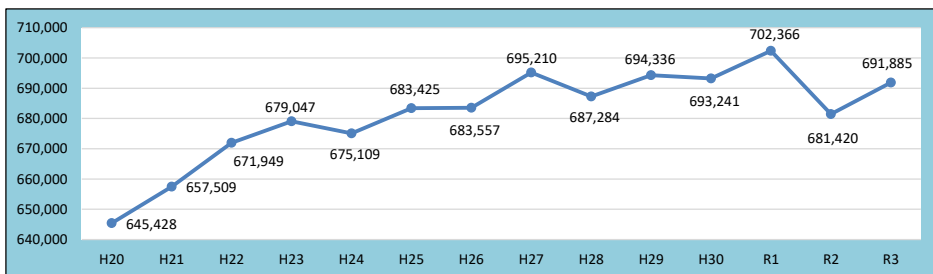


単位: 百万円

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
医科	137,694	156,097	162,803	166,017	167,520	169,880	170,327	173,940	177,105	182,023	185,828	189,544	183,442	185,609
歯科	6,492	7,292	7,701	8,051	8,292	8,637	8,924	9,287	9,503	9,708	10,182	10,496	10,009	10,425
調剤	34,819	40,773	41,619	45,214	45,406	48,197	48,551	50,616	47,970	48,869	47,237	48,129	45,992	44,868
その他	10,885	12,872	14,222	14,418	14,641	14,914	15,134	15,746	15,535	15,537	14,705	15,525	15,434	15,726
総額	189,890	217,034	226,345	233,700	235,859	241,628	242,936	249,589	250,114	256,137	257,952	263,694	254,877	256,628

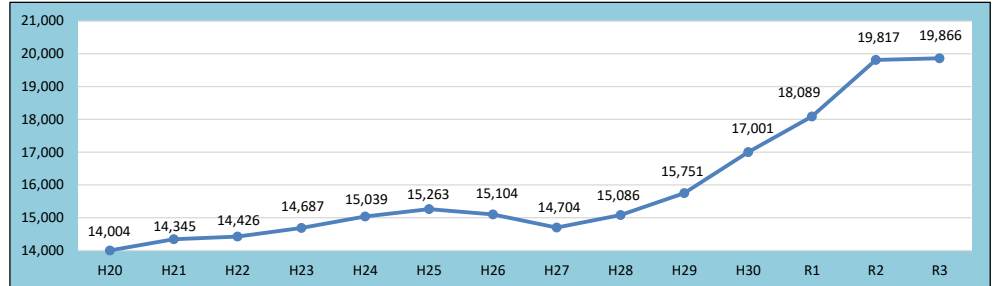
③ 1人当たり医療給付費の推移 対前年比101.5%

単位: 円



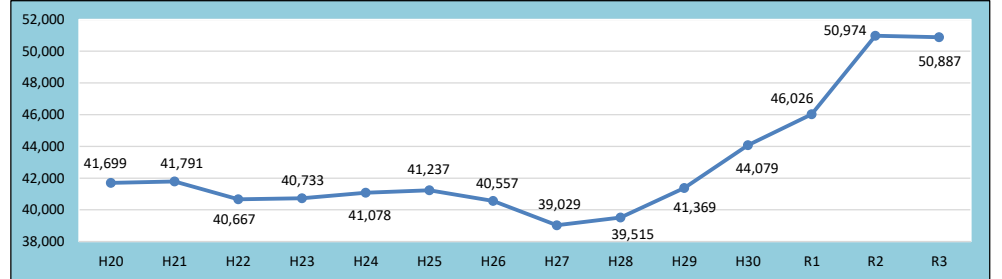
④ 保険料収入(現年度分)の推移 対前年比100.2%

単位: 百万円



⑤ 1人当たり平均保険料の推移 対前年比99.8%

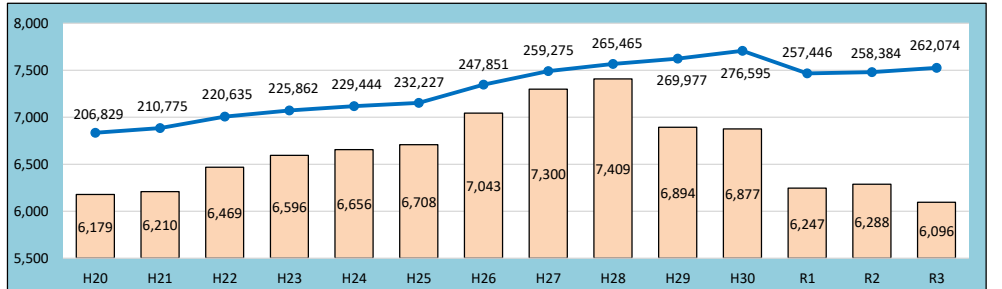
単位: 円



⑥ 保険料軽減額と対象者数の推移 軽減額対前年比97.0% 軽減対象者数対前年比101.4%

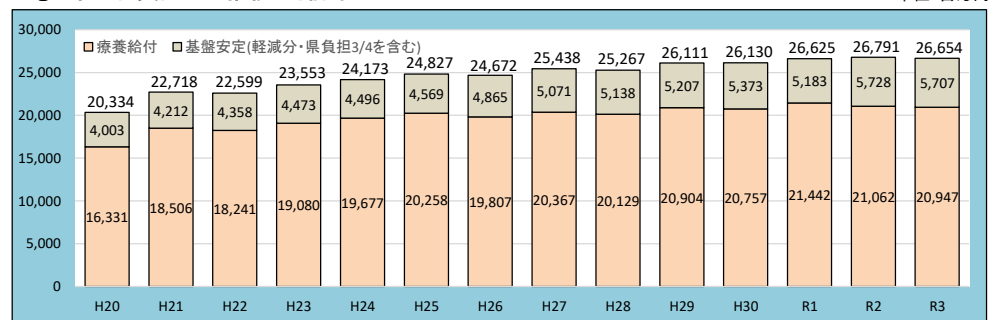
* R3.4軽減率改定 均等割: 7.75割→7割

単位: 百万円



⑦ 市町村負担金の推移 対前年比99.5%

単位: 百万円



第3次広域計画の改定の方角性について

新潟県後期高齢者医療広域連合

広域計画とは

広域計画は、地方自治法第284条第3項及び第291条の7の規定に基づき、広域連合及び県内の全市町村が相互に役割を担い、連携をしながら後期高齢者医療制度に関する事務を総合的かつ計画的に行うために策定するもの

広域計画策定の経過

- ・ **第1次広域計画：平成19年11月～平成25年3月**
- ・ **第2次広域計画：平成25年4月～平成30年3月**
- ・ **第3次広域計画：平成30年4月～令和5年3月**

(参考) 根拠法令等

◆地方自治法（抜粋）

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 （略）

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 （略）

（広域計画）

第291条の7 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

2 広域計画は、第291条の2第1項又は第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

◆新潟県後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

第3次広域計画の改定の方角性について（事務局案）

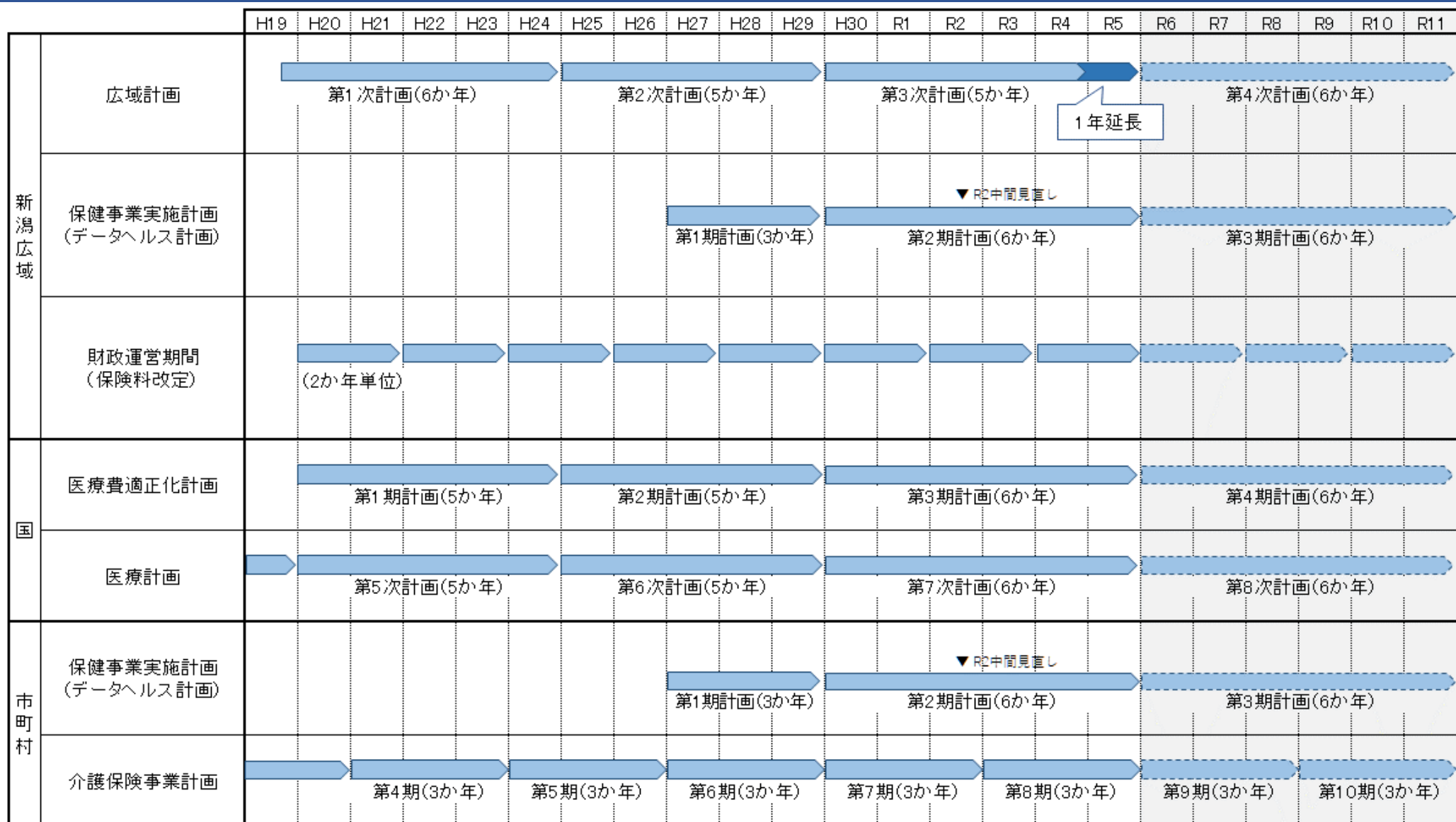
- (1) 現計画の計画期間について、国の医療費適正化計画や県の地域保健医療計画、保健事業実施計画の計画期間及び広域連合の財政運営期間（保険料改定）との整合を図るため、1年延長する

【改定後の計画期間】

平成30年4月～令和6年3月（6か年）

- (2) 次期（第4次）計画以降も、整合的な取組が必要な国や県の各種計画等の期間を勘案し、6か年を単位として見直しを行うこととする

(参考) 新潟広域 広域計画、各種計画等の改定経過



※ R6年度以降の計画期間等は見込み

改定スケジュール（予定）

医療懇談会委員[7月]及び広域連合議会議員[8月]に改定の方向性を説明



市町村への意見照会及び改定案の調整 [8月以降]



医療懇談会において改定案を説明し、意見聴取 [11月]



パブリックコメントの実施及び意見反映 [12～1月]



医療懇談会及び市町村担当課長会議において最終案を提示 [1～2月]



広域連合議会 2 月定例会に提案

議決後、第 3 次広域計画・改定版の公表

(参考) 各広域連合における広域計画策定状況

※新潟広域調べ（各広域連合のホームページ公表内容を基に作成）

		最新計画	開始年度	終了年度	計画期間 (年)
●	北海道	第3次	H30	R5	6
●	青森県	第3次	H30	R5	6
●	岩手県	第3次	H29	R5	7
	宮城県	第4次	R4	R8	5
	秋田県	第4次	R3	R7	5
●	山形県	第3次	H30	R5	6
	福島県	第3次	H30	R4	5
	茨城県	第4次	R4	R8	5
●	栃木県	第3次	H30	R5	6
	群馬県	第3次	H30	R4	5
●	埼玉県	第4次	R4	R11	8
	千葉県	第4次	R4	R8	5
	東京都	第2期	H30	R9	10
	神奈川県	第4次	R4	R13	10
	新潟県	第3次	H30	R4	5
	富山県	第4次	R4	R8	5
	石川県	第4次	R4	R7	4
	福井県	第4次	R4	R8	5
	山梨県	第4次	R3	R7	5
	長野県	第3次	H29	R7	9
●	岐阜県	第3次	H30	R5	6
●	静岡県	第3次	H30	R5	6
	愛知県	第4次	R4	R8	5

●…国県の計画等と期間(終期)が整合する計画数(16)

		最新計画	開始年度	終了年度	計画期間 (年)
	三重県	第4期	R4	R8	5
●	滋賀県	第4次	R2	R5	4
●	京都府	第4次	R2	R5	4
	大阪府	第4次	R4	R8	5
	兵庫県	第3次	H30	R4	5
	奈良県	第4次	R4	R8	5
	和歌山県	第4次	R4	R8	5
	鳥取県	第3次	R2	R6	5
	島根県		H22	制度が廃止されるまで	
	岡山県	第4次	R3	R7	5
	広島県	第4次	R2	大きな制度改正が行われるまでの間	
●	山口県	第2次	R2	R11	10
●	徳島県	第3次	H30	R5	6
	香川県	第3次	H30	R4	5
●	愛媛県	第3次	H30	R5	6
●	高知県	第3次	H30	R5	6
●	福岡県	第3次	H30	R5	6
●	佐賀県	第4次	R1	R5	5
	長崎県	第3次	R2	R6	5
	熊本県	第4次	R3	R7	5
	大分県	第4次	R3	R7	5
	宮崎県	第4次	R4	R8	5
	鹿児島県	第4次	R4	R8	5
	沖縄県	第3次	H30	R4	5

新潟県後期高齢者医療広域連合

第 3 次 広 域 計 画

【平成 30 年度～令和 4 年度】

（2018 年度～2022 年度）



新潟県後期高齢者医療広域連合

【 目次 】

1	広域計画の趣旨	1
2	第3次広域計画の項目	2
3	第3次広域計画の基本方針	3
4	広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	4
5	第3次広域計画の期間及び改定に関する事	6
資料編		
資料1	後期高齢者医療制度	8
資料2	被保険者の状況	10
資料3	後期高齢者医療給付費の状況	12
資料4	広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施イメージとそれぞれの役割	14
資料5	新潟県後期高齢者医療広域連合規約	15

1 広域計画の趣旨

新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が作成する広域計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年新潟県市町村第1401号）第5条の規定に基づき、広域連合及び新潟県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

広域連合におきましては、平成19年11月に第1次広域計画を作成、その後、平成25年3月に第2次広域計画を作成し、後期高齢者医療に係る様々な施策等を実施してきました。

現在の広域計画の期間が平成29年度で満了となることに伴い、今後も引き続き、関係市町村と緊密に連携・協力し、さらに安定的な事業運営を行っていくために、平成30年度からの新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（以下「第3次広域計画」）を作成します。

2 第3次広域計画の項目

第3次広域計画に記載する項目は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約第5条で定められている次の項目とします。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

3 第3次広域計画の基本方針

第3次広域計画の基本方針は、次のとおりとします。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をはじめとする関係法令に則るとともに、関係機関における高齢者の保健福祉、医療及び介護に関する諸施策との調和を図りながら事業を推進します。
- (2) 広域連合と関係市町村が互いに協調・協力し合うとともに、住民の意見を十分に反映しながら、住民サービスの向上に努めます。
- (3) 広域化によるスケールメリットを十分に活かして、医療給付の財政基盤を強化し、後期高齢者の医療を適正にかつ安定的に確保します。
- (4) 住民の利便性に配慮しながら、広域連合と関係市町村がその役割を明確にすることにより、事務処理の効率化を図ります。

4 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

広域連合及び関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約等の規定に基づき、後期高齢者医療制度の実施について、次の事務を行います。

(1) 被保険者の資格管理に関すること

広域連合は、被保険者台帳による被保険者資格の管理及び被保険者証等の交付決定をします。

関係市町村は、住民からの資格管理に関する申請及び届出等の受付、被保険者証等の引渡し及び返還の受付の窓口業務を行い、これらの情報を広域連合へ送付します。

また、被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図ります。

(2) 医療給付の事務に関すること

広域連合は、医療給付の審査・支払及びレセプトの点検・保管等を行います。

関係市町村は、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し等の窓口業務を行い、申請等の情報を広域連合へ送付します。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

広域連合は、関係市町村が持つ所得情報等を活用して、保険料率の決定、保険料の賦課決定や減免決定、徴収猶予の決定等を行います。

関係市町村は、保険料の徴収及び保険料に関する申請の受付を行います。

(4) 保健事業に関すること

広域連合は、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため保健事業実施計画を策定し、関係市町村と連携・協力して必要な保健事業を行います。

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有する特性があります。

こうした特性を踏まえ、これまで実施してきた保健事業に加え、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みを進める関係市町村を支援することなどにより、さらなる被保険者の健康寿命の延伸を目指します。

このため、広域連合は、保健事業を自ら実施するほか、保健事業の一部を委託契約に基づき関係市町村等に委託し事業の実施に必要な費用を委託事業費として交付します。

保健事業の委託を受けた関係市町村等は委託契約に定めた事業を適正に実施します。

(5) その他

後期高齢者医療制度の運営に当たっては、広域連合と関係市町村の間で、個人番号や住基情報などの情報連携が不可欠であり、広域連合と関係市町村が緊密に連携することにより、後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や問い合わせに対応します。

5 第3次広域計画の期間及び改定に関すること

第3次広域計画の期間は、平成30年度から令和4年度までとし、その後は5か年を単位として見直しを行います。

ただし、第3次広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要があると認めたときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとします。

資 料 編

資料１ 後期高齢者医療制度

- (１) 仕組み
- (２) 財源構成

資料２ 被保険者の状況

- (１) 新潟県全体の被保険者数の推移
- (２) 新潟県内市町村別

資料３ 後期高齢者医療給付費の状況

- (１) 新潟県全体の後期高齢者医療給付費及び一人当たり医療給付費の推移
- (２) 新潟県内市町村別

資料４ 広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施イメージとそれぞれの役割

資料５ 新潟県後期高齢者医療広域連合規約

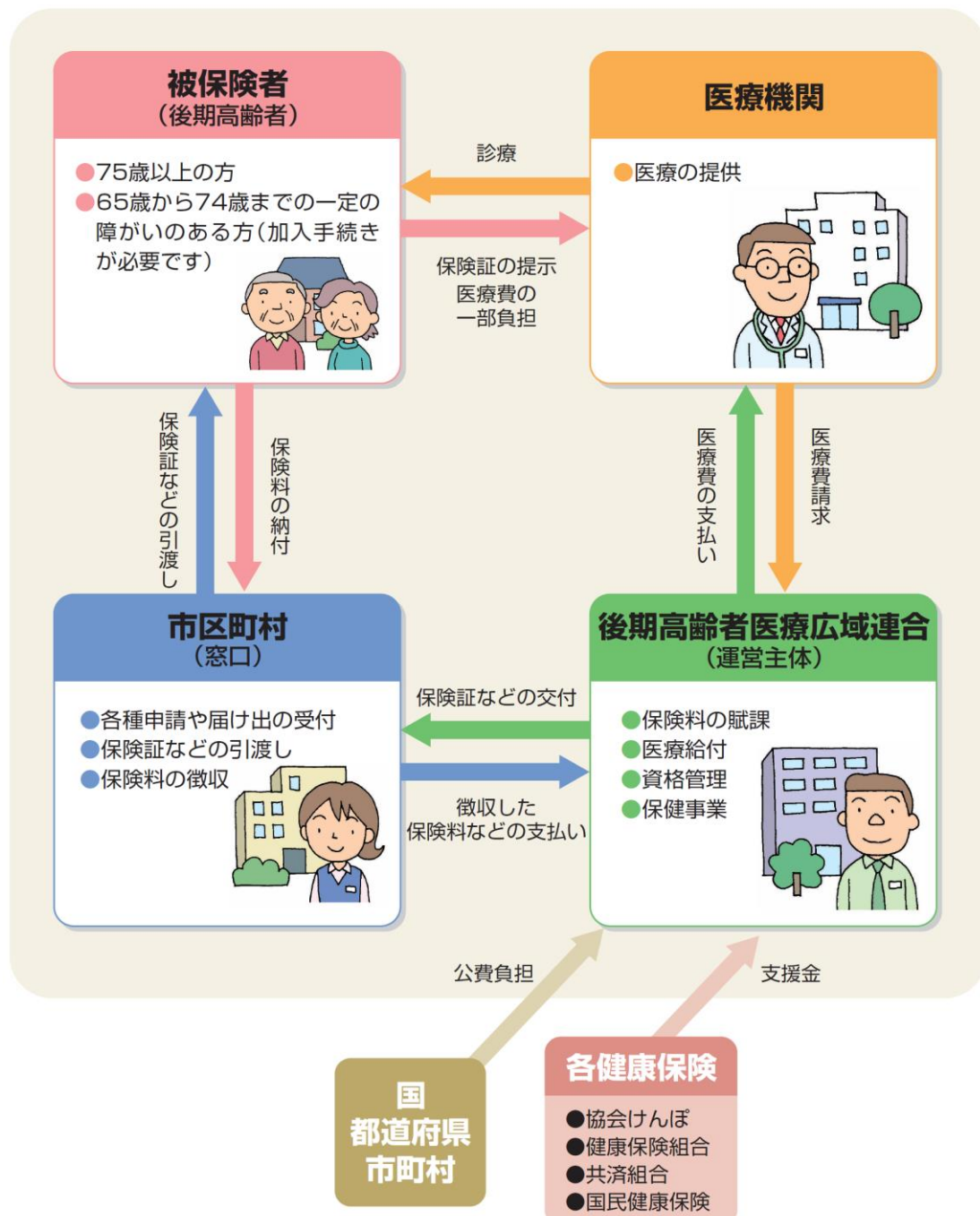
資料 1

後期高齢者医療制度

(1) 仕組み

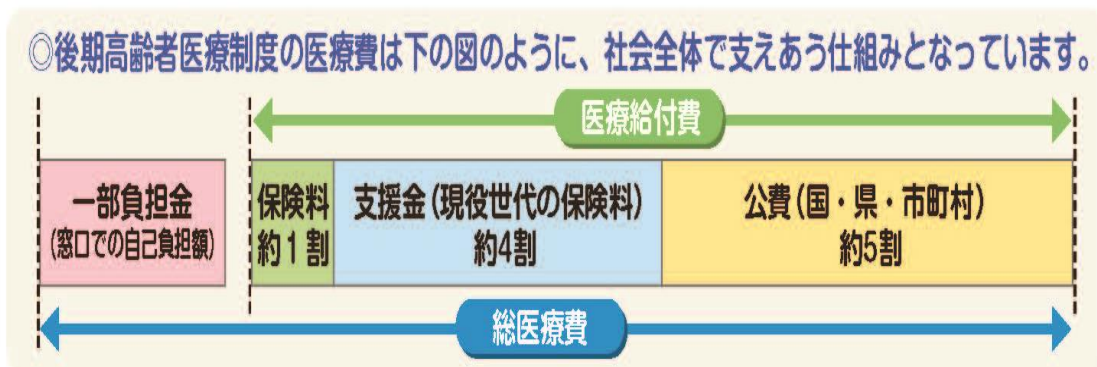
後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と、65歳から74歳までの一定の障がいのある方を対象とした医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県単位で全市町村が加入して設立する広域連合が行うこととされていますが、被保険者の利便性を確保するため、各種申請や受付等の窓口事務や保険料の徴収事務は市町村が行います。



(2) 財源構成

後期高齢者医療費の財源構成は、下表のように一部負担金（医療機関窓口での自己負担額）を除いた医療給付費を、保険料で約1割、支援金（現役世代の保険料）で約4割、公費で約5割を負担することとしています。



* 現役並み所得者（一部負担金3割）の医療給付費は、公費負担の対象外となっており、保険料以外の部分は支援金（現役世代の保険料）で賄われています。

資料 2

被保険者の状況

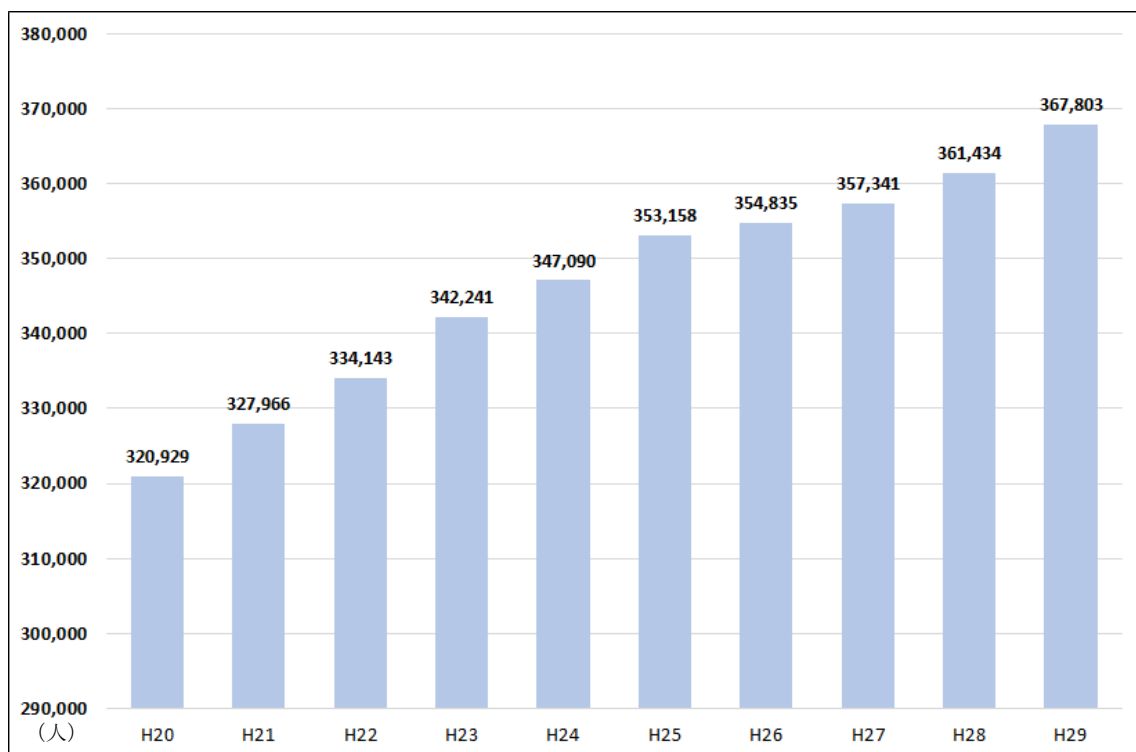
(1) 新潟県全体の被保険者数の推移

【実績値】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
被保険者数（人）	320,929	327,966	334,143	342,241	347,090
対前年度比（％）	—	102.19	101.88	102.42	101.42

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
被保険者数（人）	353,158	354,835	357,341	361,434	367,803
対前年度比（％）	101.75	100.47	100.70	101.15	101.76

* 被保険者数は、各年度 4 月 1 日現在



(2) 県内市町村別（平成 29 年 4 月 1 日現在）

市町村名	被保険者数（人）	対前年度比（％）	新潟県全体に占める 構成比（％）
新潟市	109,958	102.77	29.90
長岡市	42,185	101.54	11.47
三条市	15,776	102.11	4.29
柏崎市	14,772	100.19	4.02
新発田市	15,887	101.46	4.32
小千谷市	6,268	100.40	1.70
加茂市	5,078	100.77	1.38
十日町市	11,311	101.04	3.08
見附市	6,540	101.84	1.78
村上市	12,635	100.72	3.44
燕市	12,148	103.23	3.30
糸魚川市	9,484	102.83	2.58
妙高市	6,360	101.45	1.73
五泉市	9,196	100.88	2.50
上越市	31,642	101.63	8.60
阿賀野市	7,225	101.35	1.96
佐渡市	13,769	99.59	3.74
魚沼市	7,168	101.30	1.95
南魚沼市	9,684	100.49	2.63
胎内市	5,150	102.00	1.40
聖籠町	1,665	100.91	0.45
弥彦村	1,216	103.05	0.33
田上町	2,005	103.08	0.55
阿賀町	3,354	99.47	0.91
出雲崎町	1,100	97.43	0.30
湯沢町	1,496	103.24	0.41
津南町	2,459	98.01	0.67
刈羽村	746	101.08	0.20
関川村	1,402	98.59	0.38
粟島浦村	124	104.20	0.03
計	367,803	101.76	100.00

資料 3

後期高齢者医療給付費の状況

(1) 新潟県全体の後期高齢者医療給付費及び一人当たり医療給付費の推移

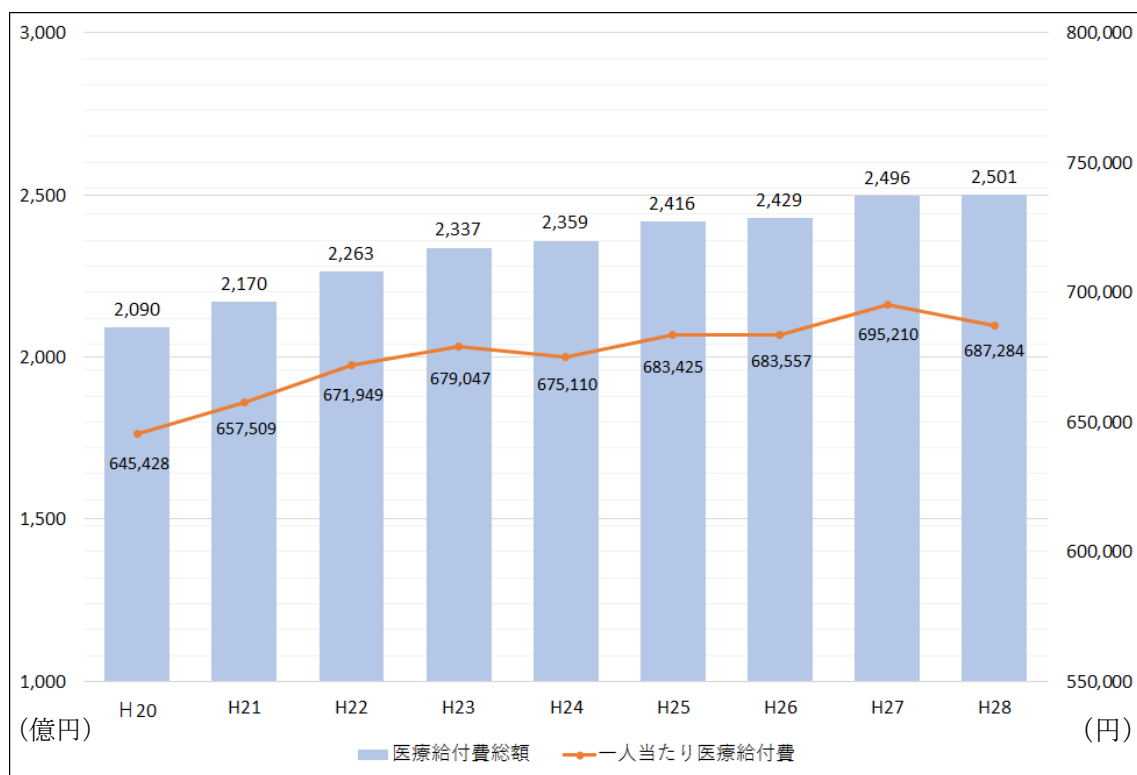
【実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医療給付費総額（億円）	2,090	2,170	2,263	2,337	2,359
対前年度比（％）	-	103.83	104.29	103.25	100.92
一人当たり医療給付費（円）	645,428	657,509	671,949	679,047	675,110
対前年度比（％）	-	101.87	102.20	101.06	99.42

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医療給付費総額（億円）	2,416	2,429	2,496	2,501
対前年度比（％）	102.45	100.54	102.74	100.21
一人当たり医療給付費（円）	683,425	683,557	695,210	687,284
対前年度比（％）	101.23	100.02	101.70	98.86

* 平成20年度分は、後期高齢者医療制度が平成20年4月に施行されたため、老人保健制度の3月診療分と後期高齢者医療制度の4月診療分～2月診療分の合計値

* 一人当たり医療給付費は年間平均被保険者数により算出

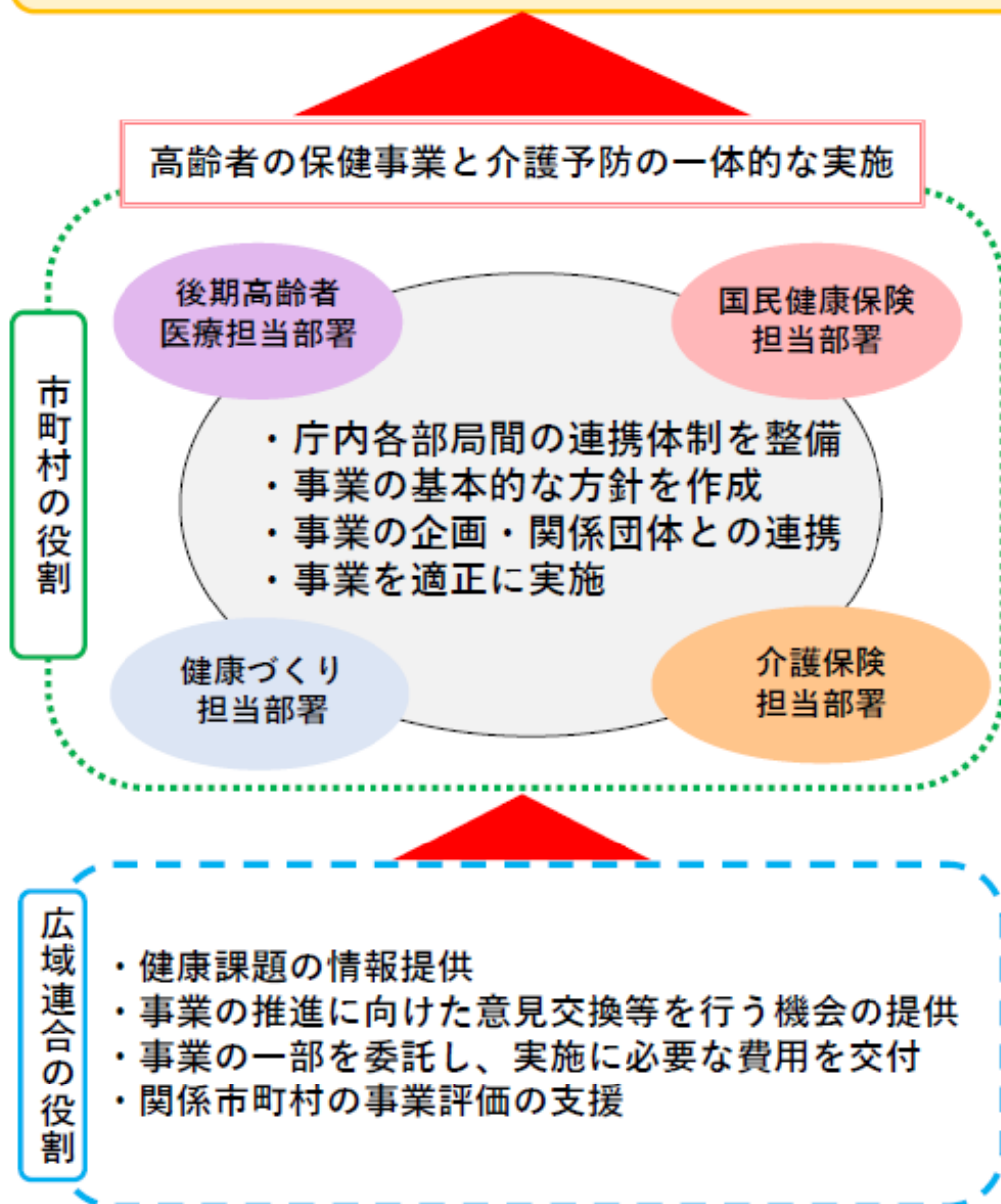


(2) 県内市町村別

市町村名	平成 2 8 年度				一人当たり医療給付費の推移		
	医療給付費 総額 (千円)	対前年 度比 (%)	一人当たり 医療給付費 (円)	対前年 度比 (%)	平成 2 7 年度	平成 2 6 年度	平成 2 5 年度
新潟市	82,072,479	102.05	758,610	99.64	761,376	748,218	748,408
長岡市	27,301,718	99.27	654,137	98.10	666,838	648,492	645,189
三条市	10,587,497	101.72	679,513	99.87	680,422	673,526	673,399
柏崎市	9,929,271	100.30	677,535	99.15	683,344	661,290	661,559
新発田市	9,756,506	101.15	619,264	100.07	618,838	611,334	618,727
小千谷市	4,163,728	98.60	668,442	98.43	679,129	630,365	641,782
加茂市	3,299,712	96.34	651,731	95.48	682,578	675,721	684,682
十日町市	6,420,822	98.57	571,197	98.33	580,903	588,801	605,238
見附市	4,334,159	99.38	670,404	97.65	686,507	659,803	667,080
村上市	8,857,411	98.56	704,871	98.05	718,916	697,757	678,548
燕市	7,864,968	105.30	658,928	102.06	645,610	630,644	640,602
糸魚川市	6,394,667	102.43	680,428	100.40	677,708	639,592	656,037
妙高市	4,262,196	95.89	676,110	95.10	710,970	715,802	723,431
五泉市	6,057,637	101.19	660,449	100.32	658,344	649,641	641,198
上越市	20,925,049	96.79	668,917	95.87	697,700	696,969	700,210
阿賀野市	4,781,201	98.66	668,512	98.59	678,071	655,915	654,300
佐渡市	8,989,348	97.11	652,111	98.32	663,281	652,837	644,743
魚沼市	4,450,777	100.54	625,636	100.18	624,537	662,752	635,398
南魚沼市	6,418,985	101.84	665,939	101.71	654,760	678,514	673,586
胎内市	3,488,582	96.18	684,573	95.14	719,536	689,566	659,078
聖籠町	1,053,589	90.27	635,458	89.83	707,383	643,140	651,629
弥彦村	676,096	93.89	564,354	91.38	617,609	647,686	633,920
田上町	1,273,778	107.75	644,625	104.59	616,356	628,407	666,097
阿賀町	2,294,401	102.08	680,629	102.47	664,194	668,293	685,052
出雲崎町	661,618	92.08	590,730	93.39	632,522	618,346	667,107
湯沢町	822,309	102.73	557,498	99.67	559,340	584,299	555,987
津南町	1,312,198	87.39	528,473	89.11	593,027	586,233	577,879
刈羽村	477,146	94.11	642,189	93.22	688,872	621,690	572,006
関川村	1,106,814	104.20	784,418	105.23	745,437	694,088	729,645
粟島浦村	78,850	115.89	641,058	107.41	596,829	577,019	597,652
計	250,113,512	100.21	687,284	98.86	695,210	683,557	683,425

広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の
一体的な実施イメージとそれぞれの役割

健康寿命の延伸



資料 5

新潟県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年2月27日
新潟県市町村第1401号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、新潟県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、新潟県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、新潟市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、30人とする。

2 広域連合の議会は、関係市町村の議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、各関係市町村の議会の議員のうちから、当該関係市町村の議会において1人を選出する。

2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

- 3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長 1 人を置く。

- 2 広域連合に会計管理者を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

- 2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

- 4 副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

- 5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

- 3 選挙管理委員は、関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。

- 4 選挙管理委員の任期は、4 年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び新潟県の支出金
- (4) その他の収入

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2の負担割合等により、広域連合の予算において定めるものとする。

(市町村長協議会)

第18条 広域連合に、その運営に関する重要事項を審議するため、関係市町村の長で構成する市町村長協議会を置くものとする。

2 市町村長協議会の運営に関する事項は、条例で定める。

(補則)

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年3月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間においては、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 施行日から健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定の施行の日の前日までの間における第4条及び別表第2の規定の適用については、同条中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「改正後の高齢者医療確保法」という。）」と、同表中「高齢者医療確保法」とあるのは「改正後の高齢者医療確保法」とする。

4 広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、新潟市新光町4番地1（新潟県自治会館本館）にて行うものとする。

5 施行日から平成19年3月31日までの間における第14条の規定の適用については、同条中、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」とする。

6 施行日以後、広域連合長が選任されるまでの間、施行日前日において新潟県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の会長の職にあった者が、広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行うものとする。

附 則（平成20年3月31日新潟県市町村第1357号）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日新潟県市町村第1370号）

この規約は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成25年2月8日新潟県知事に届出）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

	関係市町村において処理する事務
1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2	被保険者証及び資格証明書の引渡し
3	被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5	保険料に関する申請の受付
6	上記事務に付随する事務

別表第2（第17条関係）

区 分		負担割合等
共通経費	均 等 割	10%
	高齢者人口割	40%
	人 口 割	50%
医療給付に要する経費		高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
保険料その他の納付金		高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額

備考

- 1 上表中「共通経費」とは、広域連合の運営に必要な事務経費等で、関係市町村で分担する負担金をいう。
- 2 上表中「均等割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の数により算出するものをいう。
- 3 上表中「高齢者人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口の割合により算出するものをいう。
- 4 上表中「人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳に基づく人口の割合により算出するものをいう。

第 3 次広域計画

平成30年 3月 策定

令和2年 4月 一部改定

新潟県後期高齢者医療広域連合

全国の後期高齢者医療広域連合における保険料率一覧 (R4・R5年度) 厚労省公表数値

	均等割額	順位	所得割率	順位	一人当たり 平均保険料額	順位
北海道	51,892円	11位	10.98%	2位	72,168円	18位
青森県	44,400円	35位	8.80%	31位	51,204円	46位
岩手県	40,900円	46位	7.36%	47位	51,228円	45位
宮城県	44,640円	33位	8.62%	36位	68,244円	27位
秋田県	44,310円	36位	8.27%	45位	49,164円	47位
山形県	43,100円	41位	8.80%	31位	55,356円	43位
福島県	44,300円	37位	8.48%	39位	59,064円	41位
茨城県	46,000円	30位	8.50%	38位	70,104円	21位
栃木県	43,200円	40位	8.54%	37位	64,224円	32位
群馬県	45,700円	32位	8.89%	28位	65,988円	30位
埼玉県	44,170円	38位	8.38%	42位	78,768円	10位
千葉県	43,400円	39位	8.39%	41位	79,776円	9位
東京都	46,400円	27位	9.49%	19位	104,844円	1位
神奈川県	43,100円	41位	8.78%	33位	94,632円	2位
新潟県	40,400円	47位	7.84%	46位	54,624円	44位
富山県	46,800円	26位	8.82%	30位	68,208円	28位
石川県	48,500円	21位	9.53%	17位	72,432円	17位
福井県	49,700円	17位	9.70%	15位	74,760円	14位
山梨県	40,980円	44位	8.30%	43位	61,308円	39位
長野県	40,907円	45位	8.43%	40位	63,120円	36位
岐阜県	46,023円	29位	8.90%	27位	70,080円	22位
静岡県	42,500円	43位	8.29%	44位	70,764円	20位
愛知県	49,398円	19位	9.57%	16位	91,116円	3位
三重県	44,589円	34位	8.99%	26位	68,268円	26位
滋賀県	46,160円	28位	8.70%	34位	74,016円	16位
京都府	53,420円	9位	10.46%	7位	86,424円	5位
大阪府	54,461円	5位	11.12%	1位	87,660円	4位
兵庫県	50,147円	16位	10.28%	10位	83,520円	7位
奈良県	50,500円	14位	9.93%	13位	85,152円	6位
和歌山県	50,317円	15位	9.33%	21位	64,716円	31位
鳥取県	47,436円	25位	9.10%	22位	61,164円	40位
島根県	50,880円	12位	9.35%	20位	64,164円	34位
岡山県	47,500円	24位	9.50%	18位	71,004円	19位
広島県	45,840円	31位	8.67%	35位	74,376円	15位
山口県	53,417円	10位	10.34%	8位	75,024円	13位
徳島県	56,044円	3位	10.47%	6位	68,616円	25位
香川県	50,800円	13位	9.80%	14位	75,912円	12位
愛媛県	49,140円	20位	9.09%	23位	63,144円	35位
高知県	55,500円	4位	10.50%	5位	68,748円	24位
福岡県	56,435円	2位	10.54%	4位	81,732円	8位
佐賀県	54,100円	6位	10.23%	12位	69,396円	23位
長崎県	49,400円	18位	9.03%	25位	62,988円	38位
熊本県	54,000円	7位	10.26%	11位	66,216円	29位
大分県	53,600円	8位	10.32%	9位	63,084円	37位
宮崎県	48,400円	23位	9.08%	24位	56,616円	42位
鹿児島県	56,900円	1位	10.88%	3位	64,200円	33位
沖縄県	48,440円	22位	8.88%	29位	76,152円	11位

均等割額上位5位 (額が高い順)

順位	都道府県	均等割額
1位	鹿児島県	56,900円
2位	福岡県	56,435円
3位	徳島県	56,044円
4位	高知県	55,500円
5位	大阪府	54,461円

均等割額下位5位 (額が低い順)

順位	都道府県	均等割額
47位	新潟県	40,400円
46位	岩手県	40,900円
45位	長野県	40,907円
44位	山梨県	40,980円
43位	静岡県	42,500円

全国平均 47,777円

所得割率上位5位 (率が高い順)

順位	都道府県	所得割率
1位	大阪府	11.12%
2位	北海道	10.98%
3位	鹿児島県	10.88%
4位	福岡県	10.54%
5位	高知県	10.50%

所得割率下位5位 (率が低い順)

順位	都道府県	所得割率
47位	岩手県	7.36%
46位	新潟県	7.84%
45位	秋田県	8.27%
44位	静岡県	8.29%
43位	山梨県	8.30%

全国平均 9.34%

平均保険料上位5位 (高額)

順位	都道府県	平均保険料
1位	東京都	104,844円
2位	神奈川県	94,632円
3位	愛知県	91,116円
4位	大阪府	87,660円
5位	京都府	86,424円

平均保険料下位5位 (低額)

順位	都道府県	平均保険料
47位	秋田県	49,164円
46位	青森県	51,204円
45位	岩手県	51,228円
44位	新潟県	54,624円
43位	山形県	55,356円

全国平均 77,664円

※一人当たり平均保険料額については、厚労省公表数値(月額)に12を乗じた額を記載。